

古河市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき作成される、古河市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しましたので、同法に基づき市議会に報告いたします。

1 改定の経緯

新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」）は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の第6条から第8条により、政府、都道府県及び市町村がそれぞれ定めるものとなります。政府行動計画においては、都道府県行動計画、都道府県行動計画においては市町村行動計画を作成する際の基準となる事項を定めることとなっており、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に茨城県行動計画がそれぞれ改定されたことに伴い、市行動計画を改定するものです。

2 改定の時期

令和8年3月

3 市行動計画の概要

「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の2つを主たる目的とし、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るとともに、有事には迅速かつ的確に必要な対策を講じるための指針となるもの。

4 今回の改定のポイント

- (1) 計画改定の基本的な考え方（新型コロナ対応を踏まえて）
- (2) 平時の準備の充実
- (3) 対策項目の拡充
- (4) 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え
- (5) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

5 資料

- (1) 古河市新型インフルエンザ等対策行動計画
- (2) 資料1 古河市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要
- (3) 資料2 古河市新型インフルエンザ等対策行動計画 各論7項目の概要